人事院公示第６号

人事院は、国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）第４条の３第１項及び第４条の４第１項の規定に基づき、平成４年人事院公示第６号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

平成 29 年３月 31 日　　人事院総裁　一宮なほみ

１　別表を次のように改める。

別表

年齢階層	最低限度額（円）	最高限度額（円）
20歳未満	4,751	13,287
20歳以上25歳未満	5,333	13,287
25歳以上30歳未満	5,894	13,958
30歳以上35歳未満	6,233	16,456
35歳以上40歳未満	6,654	19,157
40歳以上45歳未満	6,893	21,279
45歳以上50歳未満	7,031	24,269
50歳以上55歳未満	6,792	25,630
55歳以上60歳未満	6,191	24,976
60歳以上65歳未満	5,009	20,297
65歳以上70歳未満	3,920	15,558
70歳以上	3,920	13,287

２　この決定による改正は、平成29年４月１日から効力を発生する。

人事院公示第７号

人事院は、国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）第17条の４第２項第２号並びに人事院規則16―０（職員の災害補償）第33条の２第１項及び第２項並びに第33条の11の規定に基づき、平成４年人事院公示第７号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

平成 29 年３月 31 日　　人事院総裁　一宮なほみ

１　別表第１中「120」を「121」に、

100
101

を

101
101

に、

平成27年４月１日から 平成28年３月31日まで	100

を

平成27年４月１日から 平成28年３月31日まで	101
平成28年４月１日から 平成29年３月31日まで	100

に改める。

別表第２中「120」を「121」に、

100
101

を

101
101

に、

平成26年４月１日から 平成27年３月31日まで	100
平成27年４月１日から 平成28年３月31日まで	100

を

平成26年４月１日から 平成27年３月31日まで	101
平成27年４月１日から 平成28年３月31日まで	100
平成28年４月１日から 平成29年３月31日まで	100

に改める。

２　この決定による改正は、平成29年４月１日から効力を発生する。

人事院公示第８号

人事院は、人事院規則16―０（職員の災害補償）第18条第１項の規定に基づき、平成８年人事院公示第11号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

平成 29 年３月 31 日　　人事院総裁　一宮なほみ

１　第１項中「3,930円」を「3,920円」に改める。

２　この決定による改正は、平成29年４月１日から効力を発生する。

平成 29 年度塩需給見通しの公表について

塩事業法（平成８年法律第39号）第３条第１項の規定に基づき、平成29年度塩需給見通しを次のとおり策定したので、同条第５項の規定に基づき公表する。

平成 29 年３月 31 日　　財務大臣　麻生　太郎

平成29年度塩需給見通し

（単位：千トン）

項目＼用途別	生活用	業務用	ソーダ工業用	合計
需要見込数量（A）	151	(769) 1,885	6,150	8,186
期首在庫（B）	43	189	1,162	1,394
供給見込数量（C）	151	1,910	6,192	8,253
うち国内産	119	810	―	930
外国産	32	1,100	(194) 6,192	7,323
計（D）＝（B）＋（C）	195	2,099	7,353	9,647
期末在庫（D）－（A）	44	214	1,203	1,461

(注)

１．○「生活用」は、主に小売店を通じて販売され、家庭用及び飲食店等において使用されるものである。

○「業務用」は、食料品その他の物資の製造、融氷雪用等に使用されるもの（ソーダ工業用を除く。）である。